

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置 に関する基本方針 改定版

平成 29 年（2017 年）1 月 20 日

横 須 賀 市 教 育 委 員 会

目 次

1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

- (1) 基本方針改定版策定の経緯 1
- (2) 適正規模について 2
- (3) 適正配置について 3
- (4) 規模及び配置の適正化の方策について 4
- (5) 通学区域制度の弾力的運用について 5

2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策

- (1) 検討のための基準について 6
- (2) 検討・実施の手順について 6

3 特に配慮すること

- (1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について 8
- (2) 市民への情報提供について 8
- (3) 学校と地域の連携について 8
- (4) 財政的な観点について 8
- (5) 基本方針等の見直しについて 8

《参考資料》

- 1 市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み 9
- 2 児童・生徒・学級数一覧 10
- 3 児童・生徒・学級数推計一覧 12
- 4 児童生徒数と学校数の推移 14
- 5 学校規模（学級数）別学校数の推移 14
- 6 年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国） 15
- 7 法令による学級編制の基準 16
- 8 法令による学校規模の考え方 16
- 9 学校規模による課題や影響 16
- 10 法令による通学距離の考え方 20
- 11 通学距離別学校数割合 20
- 12 学区内通学者の通学時間別児童生徒数割合 20
- 13 未利用地等の土地利用に関する取扱方針 21
- 14 指定校変更の状況 21

（１）基本方針改定版策定の経緯

本市の平成 28 年度の小学生の児童数は 18,909 人で、昭和 56 年度のピーク時の 45,078 人から 26,169 人減少、中学校の生徒数は 10,221 人で、昭和 61 年度のピーク時の 22,187 人から 11,966 人減少となっています。

一方で、平成 28 年度の小学校数は 46 校で、平成 8～10 年度のピーク時の 49 校から 3 校減少、中学校数は 23 校で、昭和 62 年度～平成 18 年度のピーク時の 25 校から 2 校減少となっており、ほぼピーク時のままであるため、以前は適正な規模であった小学校でも、現在は全学年 1 学級ずつのように小規模化が著しく進んでいる小学校があります。

また、大規模開発によって児童生徒が急増し、増築などの対応をしている地域や、通学区域の問題では、学校配置の関係で、近くに学校がありながら、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定校まで通学しているような地域もあります。

このような学校規模や配置などの物理的側面が、子ども同士の人間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっていました。そこで教育環境の整備を図るため、平成 18 年 7 月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」から提言を受け、この提言に基づき、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する教育委員会としての基本方針を平成 19 年 1 月に策定しました。

この基本方針に基づき、市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画（平成19年度～平成22年度）を策定し、これまで適正規模及び適正配置の取組を実施してきましたが、平成27年 1 月に長期的財政負担を考慮して「横須賀市施設配置適正化計画」が策定されたこと、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されたことを機に基本方針の見直しを行うこととしました。

そして、平成27年11月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小中学校適正配置審議会」に基本方針の改定について諮問し、平成28年 5 月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申に基づき、教育委員会としての小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版を策定します。

【参考資料】

○市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み・	9
○児童・生徒・学級数一覧・	10
○児童・生徒・学級数推計一覧・	12
○児童生徒数と学校数の推移・	14
○学校規模（学級数）別学校数の推移・	14
○年齢（3 区分）別人口の推移と将来推計（全国）	15

（２）適正規模について

学校は、知識や物事を修得するだけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、いろいろな形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。そのために、学校にはある程度の規模が必要です。

ところが、市内には、普通学級で全学年 6 学級（各学年 1 学級）から 23 学級（各学年 3～4 学級）までの小学校、6 学級（各学年 2 学級）から 24 学級（各学年 7～9 学級）までの中学校が存在し、規模の面で格差が生じています（平成 28 年度現在）。

そこで、より高い教育効果が得られると考えられる学校規模を「適正規模」として、次のように範囲を定めることとします。

なお、「適正規模」とは、標準的な規模であり、「適正規模」以外の学校が「不適正」ということではなく、それぞれの規模による特色を考慮しつつ、より良い学校運営のための配慮をしていきます。

□学校規模の定義

	小学校	中学校
過小規模校	1～5 学級（複式学級*あり）	1～2 学級（複式学級*あり）
小規模校	6～11 学級（各学年 1～2 学級）	3～11 学級（各学年 1～4 学級）
適正規模校	12～24 学級（各学年 2～4 学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と児童が十分に関わりを持つことができる。	12～24 学級（各学年 4～8 学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と生徒が十分に関わりを持つことができる。 ・5 教科の教員が複数配置でき、また、選択教科、部活動などの指導体制が充実する。
大規模校	25～30 学級（各学年 4～5 学級）	25～30 学級（各学年 8～10 学級）
過大規模校	31 学級～（6 学級以上の学年あり）	31 学級～（11 学級以上の学年あり）

*複式学級… 2 つ以上の異なる学年を 1 つにして編制した学級。

*学級編制の基準を小 1～3 年生は 35 人、それ以外は 40 人としています。

*学級数には、特別支援学級を除いています。

【参考資料】

○法令による学級編制の基準……………	16
○法令による学校規模の考え方……………	16
○学校規模による課題や影響……………	16

(3) 適正配置について

本市は丘陵地や谷戸が多く平坦地が少ないため、学校が偏在していたり、学校が通学区域の端に位置していたりして、地域によっては通学距離が長く、交通機関の利用を余儀なくされている児童生徒もいます。

また、現在の通学区域は、次のような基本的な考え方で設定していますが、新たな開発や、少子化の影響による学校規模の変化などにより、現状とそぐわなくなっている地域もありますので、地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区域の見直しを行っていきます。

通学距離については、子どもの体力や法令、都市部における他都市の状況などから、考慮すべき点として次のとおり適正な範囲を定めます。通学距離が適正な範囲内であっても、坂・トンネル・階段・人通りなど地域性や交通面における通学路の安全性の確保については配慮していきます。

なお、学校配置や通学区域の見直しを行う場合は、児童生徒数への影響や統廃合となった場合の通学距離への考慮もしていきます。

□通学区域設定の基本的な考え方

- ・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。
- ・通学距離、通学の安全性を考慮する。
- ・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ・町内会を分断しないようにする。
- ・行政センター所管区域について考慮する。
- ・小中一貫教育ブロックを考慮する。
- ・通学区域が複雑にならないように考慮する。

□適正な通学距離の範囲

小学校	中学校
● 2 キロメートル程度 ・ 徒歩 30 分程度	● 3 キロメートル程度 ・ 徒歩 45 分程度

【参考資料】

- 法令による通学距離の考え方・・・・・・・・・・・・ 20
- 通学距離別学校数割合・・・・・・・・・・・・ 20
- 学区内通学者の通学時間別児童生徒数割合・・・・・・ 20

(4) 規模及び配置の適正化の方策について

学校の規模及び配置の適正化を図り、教育環境を整備するに当たり、次のような方策が考えられますが、いずれの場合も、その後の周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことと、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを十分に考慮に入れて検討を行います。

□規模及び配置の適正化の方策

①通学区域の見直し

小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。

小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。

その他、町内会・行政センター所管区域が分断又は重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域、通学区域が複雑化している地域についても実態を把握した上で、通学区域を見直すことを検討します。

②隣接校との統合

小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討します。

なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うことになります。

③学校の分離新設

大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地が確保できるときには、学校の分離新設を検討します。この場合、特に、新設校及び周辺の学校が将来的にも適正規模が保たれることを考慮していきます。

④特別認定校制度

小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校（特認校）」とし、市内全域から希望する児童生徒を受け入れることにより、規模を確保することが考えられます。

また、大規模校への対応として、通学区域の見直しや学校の分離新設では解決できないときには、その学校の通学区域を「特別認定地域」とし、通学区域内に居住する児童生徒について、他の通学区域の小・中学校への変更を認めることにより規模を適正化することが考えられます。

いずれの場合も、導入の是非を含め、教育委員会で検討を行います。

⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。

また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。

小規模校を存続させることが決まった場合、小規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営のための方策を検討します。

【参考資料】

○未利用地等の土地利用に関する取扱方針…………… 21

（５）通学区域制度の弾力的運用について

教育委員会では、次のとおり、通学区域制度を弾力的に運用しています。これらについては、今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していきます。

①指定変更承認地域

指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。（平成 28 年 8 月現在 61 カ所）

②個別理由による指定校の変更

指定変更承認地域その他、「横須賀市立小・中学校指定変更就学（他学区からの就学）承認基準」により、身体的理由や転居などの理由による指定校の変更を認めています。

【参考資料】

○指定校変更の状況…………… 21

2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策

(1) 検討のための基準について

学校規模及び配置の適正化の検討は、将来的な児童生徒数や学級数の推移を見据えて行うこととし、次のとおり検討のための基準を定めます。

なお、25～30 学級の大規模校については、検討の対象としていませんが、大規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営のための方策を検討します。

□学校規模及び配置の適正化の検討のための基準

	小学校	中学校
学校規模	●11 学級以下の場合 ・クラス替えができない学年がある。 ●31 学級以上の場合 ・6 学級以上となる学年がある。 ・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。	●5 学級以下の場合 ・クラス替えができない学年がある。 ・10 科目の教員が規定上、配置できない。 ●31 学級以上の場合 ・11 学級以上となる学年がある。 ・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。
通学距離	●2 キロメートル程度を超える場合	●3 キロメートル程度を超える場合

(2) 検討・実施の手順について

学校の規模や配置の適正化は、前項の「学校規模や配置の適正化の検討のための基準」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

①「小中学校配置適正化実施計画」の策定

教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「小中学校配置適正化実施計画」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めていきます。

②「地域別小中学校適正規模・配置検討協議会」の設置

具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々と構成する地域別小中学校適正規模・配置検討協議会（以下、「地域別協議会」という。）を設置し、地域における合意形成を図りながら進めていきます。

地域別協議会では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、地域別協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。

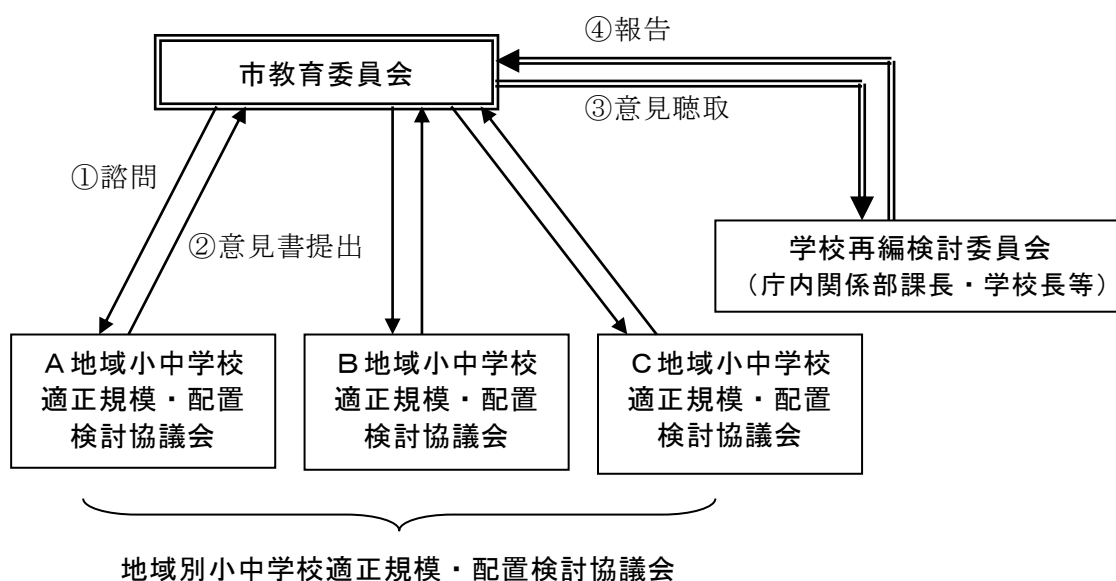
③庁内検討組織の設置

教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、庁内の関係部課長や学校長等で組織する「学校再編検討委員会」に意見を求めます。

学校再編検討委員会では、意見書の内容を尊重しながら検討を行い、教育委員会に検討結果を報告するとともに、地域別協議会にも検討結果を通知します。

④教育委員会での決定

教育委員会では、学校再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。



⑤学校の統合の実施に当たって

具体的な方策として学校の統合が教育委員会で決定された後は、より円滑に進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

そのために学校関係者、保護者、地域の方々と構成する「学校別統合推進連絡協議会」を設置します。

3 特に配慮すること

(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と協働して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。

(2) 市民への情報提供について

地域別協議会や教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っています。

(3) 学校と地域の連携について

学校と地域の連携は非常に重要であり、避難所や地域行事など、学校が地域の拠点でもあることを配慮していきます。

(4) 財政的な観点について

市が長期的財政負担を考慮して策定した「横須賀市施設配置適正化計画」と整合を図りながら「小中学校配置適正化実施計画」を策定していきます。

(5) 基本方針等の見直しについて

本基本方針と小中学校配置適正化実施計画については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。

《参考資料》

1 市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み

時 期	内 容
昭和 56 年 4 月	小学生児童数がピークとなる。(46 校：45,078 人)
昭和 57 年 4 月	野比小学校を北下浦小学校から分離新設した。
昭和 61 年 4 月	中学生生徒数がピークとなる。(24 校：22,187 人)
昭和 62 年 4 月	岩戸中学校を久里浜中学校から分離新設した。
平成 8 年 4 月	野比東小学校を野比小学校から分離新設した。
平成 9 年 1 月	「小・中学校の統合方針」を作成した。 <小・中学校の統合方針> ①小学校においては児童数 200 人以下、中学校においては生徒数 300 人以下の学校 ②小規模校（11 学級以下）で、今後、開発等により児童生徒の急激な増加が見込めない学校 ③校地が狭あい等により、施設が不十分な学校
平成 11 年 4 月	青葉小学校と坂本小学校を廃止し、桜小学校を新設した。
平成 13 年 4 月	小学生児童数がピーク時の半数以下となる。(48 校：22,512 人)
平成 15 年 4 月	大塚台小学校を望洋小学校から分離新設した。 中学生生徒数がピーク時の半数以下となる。(25 校：10,833 人)
平成 16 年 10 月	陽光小学校と鶴久保小学校および、桜台中学校と坂本中学校の統合を決定した。
平成 17 年 4 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会を設置した。 (平成 17 年 6 月～平成 18 年 7 月 10 回開催)
平成 18 年 4 月	陽光小学校を廃止し、鶴久保小学校に統合した。
平成 18 年 7 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会から提言を受けた。
平成 19 年 1 月	横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針を策定した。
平成 19 年 4 月	桜台中学校を廃止し、坂本中学校に統合した。
平成 19 年 8 月	市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画（平成 19 年度～平成 22 年度）を策定した。
平成 20 年 10 月	明浜小学校の通学区域の一部を改正した。
平成 21 年 9 月	北下浦小学校の通学区域の一部を改正した。
平成 22 年 4 月	光洋小学校を廃止し、鴨居小学校に統合した。
平成 23 年 4 月	上の台中学校を廃止し、鴨居中学校に統合した。
平成 25 年 4 月	平作小学校を廃止し、池上小学校に統合した。

*この他、開発などに伴い、通学区域の変更を行っている。

2 児童・生徒・学級数一覧（平成 28 年 5 月 1 日現在）

【小学校（46 校）】

学校名		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	追 浜	19	1	20	1	23	1	33	1	21	1	25	1	141	6
2	夏 島	70	2	70	2	67	2	77	2	72	2	60	2	416	12
3	浦 郷	106	3	103	3	84	3	90	3	71	2	80	2	534	16
4	鷹 取	37	2	46	2	49	2	52	2	64	2	41	2	289	12
5	船 越	79	3	98	3	98	3	87	3	73	2	83	3	518	17
6	田 浦	21	1	27	1	32	1	30	1	23	1	44	2	177	7
7	長 浦	26	1	34	1	24	1	33	1	37	1	39	1	193	6
8	逸 見	18	1	16	1	15	1	21	1	21	1	21	1	112	6
9	沢 山	20	1	19	1	18	1	14	1	22	1	17	1	110	6
10	桜	33	1	49	2	42	2	51	2	63	2	70	2	308	11
11	汐 入	12	1	20	1	22	1	13	1	21	1	21	1	109	6
12	諏 訪	68	2	61	2	60	2	71	2	50	2	58	2	368	12
13	田 戸	100	3	110	4	96	3	102	3	106	3	121	4	635	20
14	山 崎	71	2	73	3	67	2	84	3	78	2	72	2	445	14
15	豊 島	43	2	47	2	37	1	51	2	40	1	33	1	251	9
16	鶴久保	88	3	83	3	99	3	130	4	94	3	130	4	624	20
17	公 郷	99	3	100	3	88	3	98	3	88	3	90	3	563	18
18	池 上	102	3	123	4	134	4	116	4	118	4	141	4	734	23
19	城 北	92	3	113	4	92	3	95	3	100	3	96	3	588	19
20	衣 笠	74	2	70	2	72	2	84	3	69	2	65	2	434	13
21	大矢部	70	2	70	2	87	3	79	2	71	2	86	3	463	14
22	森 崎	98	3	102	3	79	3	73	2	74	2	63	2	489	15
23	大 津	72	3	69	2	67	2	74	2	80	2	75	2	437	13
24	根 岸	80	3	90	3	96	3	86	3	70	2	82	3	504	17
25	走 水	8	1	4	1	14	1	7	1	8	1	8	1	49	6
26	馬 堀	49	2	49	2	50	2	49	2	42	1	42	2	281	11
27	望 洋	57	2	50	2	74	3	85	3	96	3	100	3	462	16
28	大塚台	105	3	103	3	125	4	124	4	120	4	144	4	721	22
29	浦 賀	75	3	70	2	68	2	67	2	67	2	73	2	420	13
30	小原台	68	2	68	2	81	3	70	2	84	3	81	3	452	15
31	鴨 居	72	2	68	2	82	3	75	2	75	2	83	2	455	13
32	高 坂	54	2	74	3	74	3	72	2	79	2	89	3	442	15
33	岩 戸	45	2	48	2	48	2	64	2	66	2	67	2	338	12
34	久里浜	132	4	127	4	144	4	106	3	116	3	119	4	744	22
35	明 浜	115	4	110	4	114	4	112	3	112	3	131	4	694	22
36	神 明	75	3	93	3	104	3	70	2	85	3	94	3	521	17
37	栗 田	61	2	47	2	43	2	59	2	59	2	64	2	333	12
38	野 比	80	3	84	3	105	3	111	3	87	3	104	3	571	18
39	野比東	62	2	63	2	84	3	68	2	91	3	61	2	429	14
40	北下浦	40	2	46	2	58	2	49	2	49	2	56	2	298	12
41	津久井	58	2	61	2	60	2	65	2	65	2	74	2	383	12
42	長 井	54	2	58	2	64	2	63	2	64	2	72	2	375	12
43	富士見	53	2	61	2	55	2	53	2	63	2	62	2	347	12
44	武 山	82	3	95	3	85	3	94	3	93	3	91	3	540	18
45	荻 野	32	1	26	1	42	2	46	2	46	2	41	2	233	10
46	大 楠	56	2	87	3	52	2	61	2	67	2	56	2	379	13
合 計		2,931	102	3,105	107	3,174	109	3,214	104	3,160	99	3,325	108	18,909	629

*児童数は、特別支援学級を含む

*学級数は、特別支援学級を含まない

【中学校（23校）】

学校名		1年		2年		3年		合計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	追 浜	160	4	167	4	148	4	475	12
2	鷹 取	67	2	48	2	52	2	167	6
3	田 浦	157	4	156	4	172	5	485	13
4	坂 本	122	3	129	4	137	4	388	11
5	不入斗	168	5	139	4	168	5	475	14
6	常 葉	167	5	164	5	160	4	491	14
7	公 郷	86	3	100	3	104	3	290	9
8	池 上	120	3	127	4	107	3	354	10
9	衣 笠	148	4	140	4	154	4	442	12
10	大矢部	149	4	125	4	140	4	414	12
11	大 津	277	7	292	8	333	9	902	24
12	馬 堀	84	3	84	3	104	3	272	9
13	浦 賀	310	8	311	8	280	7	901	23
14	鴨 居	146	4	179	5	155	4	480	13
15	岩 戸	65	2	79	3	85	3	229	8
16	久里浜	249	6	289	8	273	7	811	21
17	神 明	213	6	159	4	194	5	566	15
18	野 比	110	3	97	3	138	4	345	10
19	北下浦	67	2	73	2	76	2	216	6
20	長 沢	150	4	151	4	136	4	437	12
21	長 井	59	2	74	2	82	3	215	7
22	武 山	215	6	198	5	223	6	636	17
23	大 楠	82	3	77	2	71	2	230	7
合 計		3,371	93	3,358	95	3,492	97	10,221	285

* 生徒数は、特別支援学級を含む

* 学級数は、特別支援学級を含まない

3 児童・生徒・学級数推計一覧（平成 28 年 7 月推計）

【小学校】

*（ ）内は、特別支援学級の再掲

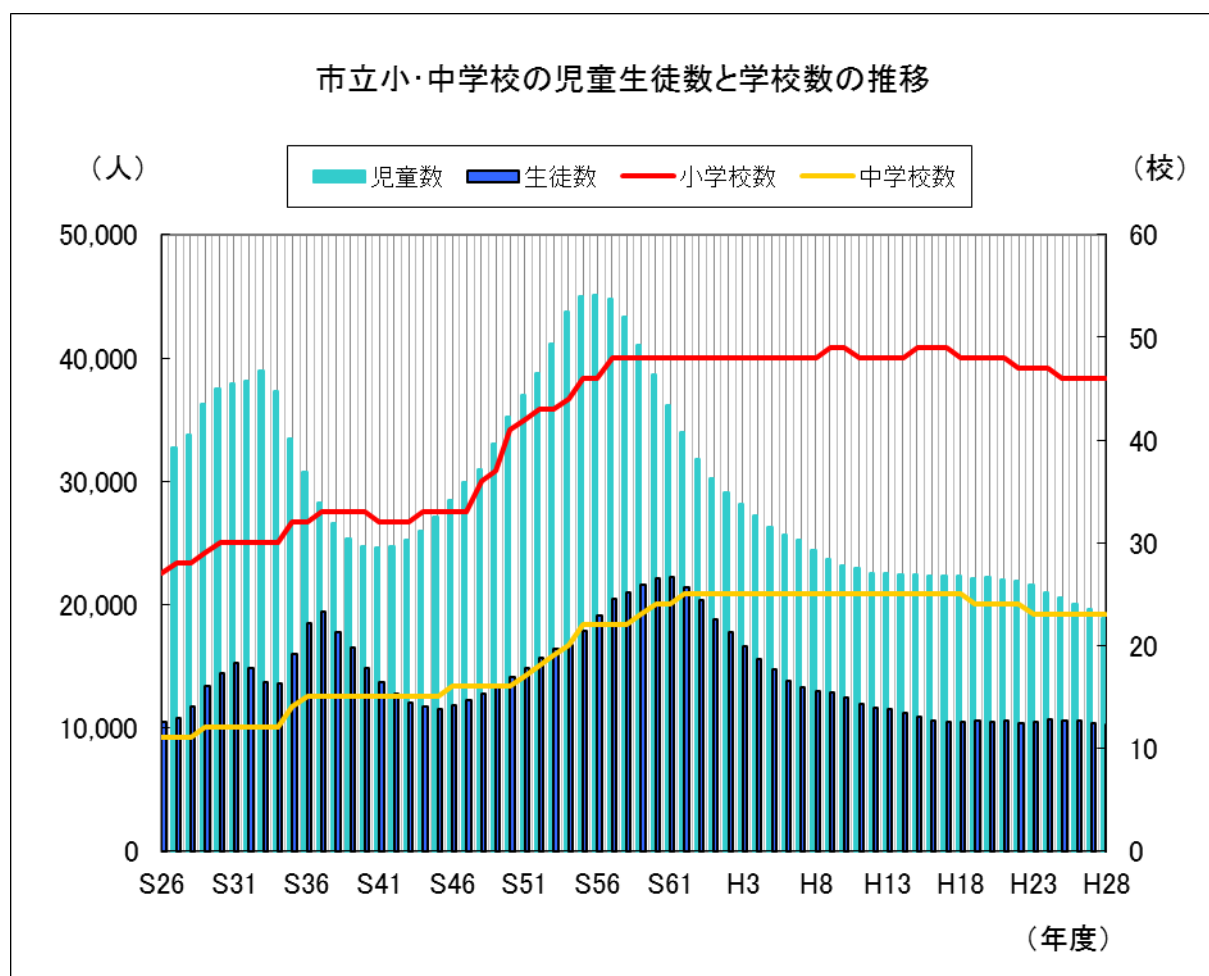
学校名		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	追 浜	134	8(2)	130	8(2)	121	8(2)	119	8(2)	121	8(2)	122	8(2)
2	夏 島	420	14(2)	403	14(2)	385	14(2)	376	14(2)	369	14(2)	352	14(2)
3	浦 郷	612	24(4)	704	27(4)	787	28(4)	870	29(4)	928	31(4)	981	33(4)
4	鷹 取	294	15(3)	276	15(3)	258	13(3)	245	13(3)	230	12(3)	223	12(3)
5	船 越	513	20(3)	507	20(3)	482	18(3)	437	16(3)	394	15(3)	357	15(3)
6	田 浦	158	7(1)	160	7(1)	154	7(1)	147	7(1)	143	7(1)	138	7(1)
7	長 浦	177	8(2)	158	8(2)	148	8(2)	142	8(2)	134	8(2)	127	8(2)
8	逸 見	106	7(1)	101	7(1)	95	7(1)	93	7(1)	103	7(1)	95	7(1)
9	沢 山	109	8(2)	106	8(2)	115	8(2)	111	8(2)	108	8(2)	105	8(2)
10	桜	273	13(3)	250	13(3)	232	12(3)	223	11(3)	205	9(3)	207	9(3)
11	汐 入	106	7(1)	104	7(1)	104	7(1)	106	7(1)	103	7(1)	106	7(1)
12	諏 訪	351	16(4)	340	16(4)	313	16(4)	318	16(4)	305	15(4)	303	15(4)
13	田 戸	593	23(4)	595	22(4)	585	22(4)	579	22(4)	566	22(4)	544	22(4)
14	山 崎	442	16(1)	429	15(1)	396	13(1)	392	13(1)	394	14(1)	376	14(1)
15	豊 島	255	12(2)	268	13(2)	265	13(2)	280	14(2)	275	14(2)	284	14(2)
16	鶴久保	586	23(4)	603	24(4)	555	23(4)	526	22(4)	522	21(4)	499	20(4)
17	公 郷	598	23(4)	616	23(4)	640	25(4)	652	25(4)	678	25(4)	698	25(4)
18	池 上	710	25(4)	706	26(4)	690	26(4)	649	24(4)	602	22(4)	580	22(4)
19	城 北	581	21(2)	567	20(2)	546	20(2)	528	20(2)	483	19(2)	473	18(2)
20	衣 笠	445	19(4)	453	20(4)	448	19(4)	442	19(4)	453	19(4)	454	19(4)
21	大矢部	448	17(3)	433	17(3)	441	18(3)	421	17(3)	428	18(3)	433	19(3)
22	森 崎	544	18(2)	601	20(2)	635	22(2)	660	22(2)	671	23(2)	684	23(2)
23	大 津	416	15(2)	408	16(2)	380	15(2)	361	15(2)	337	14(2)	322	14(2)
24	根 岸	518	20(3)	525	21(3)	529	21(3)	524	21(3)	512	20(3)	520	20(3)
25	走 水	47	8(2)	52	8(2)	57	8(2)	59	8(2)	65	8(2)	72	8(2)
26	馬 堀	294	14(2)	303	14(2)	314	14(2)	307	14(2)	307	14(2)	309	14(2)
27	望 洋	423	17(3)	370	16(3)	334	15(3)	308	15(3)	299	15(3)	281	15(3)
28	大塚台	652	24(4)	595	23(4)	548	22(4)	484	19(4)	429	18(4)	393	16(4)
29	浦 賀	420	16(2)	415	16(2)	409	15(2)	409	14(2)	391	14(2)	370	14(2)
30	小原台	436	16(3)	428	16(3)	408	16(3)	388	16(3)	381	15(3)	365	15(3)
31	鴨 居	444	18(3)	446	19(3)	427	18(3)	392	16(3)	370	15(3)	336	15(3)
32	高 坂	415	15(2)	401	14(2)	379	14(2)	350	14(2)	326	14(2)	303	13(2)
33	岩 戸	328	14(2)	310	14(2)	286	14(2)	288	14(2)	282	14(2)	277	13(2)
34	久里浜	735	26(4)	734	27(4)	762	28(4)	748	28(4)	761	27(4)	752	27(4)
35	明 浜	667	24(3)	664	23(3)	676	23(3)	667	23(3)	658	23(3)	651	22(3)
36	神 明	508	20(3)	492	19(3)	497	19(3)	475	19(3)	468	19(3)	461	18(3)
37	栗 田	311	14(2)	300	14(2)	290	14(2)	287	14(2)	274	13(2)	242	12(2)
38	野 比	547	21(3)	513	20(3)	477	19(3)	459	18(3)	454	18(3)	459	18(3)
39	野比東	443	18(3)	435	18(3)	432	18(3)	418	17(3)	410	17(3)	430	18(3)
40	北下浦	287	15(3)	291	15(3)	302	14(3)	304	14(3)	307	14(3)	323	15(3)
41	津久井	348	15(3)	347	15(3)	351	15(3)	351	15(3)	353	15(3)	347	15(3)
42	長 井	359	14(2)	348	14(2)	334	14(2)	338	14(2)	324	14(2)	317	14(2)
43	富士見	314	14(2)	303	14(2)	292	14(2)	280	14(2)	256	13(2)	242	12(2)
44	武 山	523	21(3)	509	21(3)	481	20(3)	461	18(3)	433	16(3)	416	15(3)
45	荻 野	216	11(2)	209	11(2)	206	11(2)	203	11(2)	208	10(2)	211	9(2)
46	大 楠	413	19(5)	436	20(5)	453	21(5)	463	21(5)	438	20(5)	443	19(5)
合 計		18,519	753 (124)	18,344	758 (124)	18,019	749 (124)	17,640	734 (124)	17,258	718 (124)	16,983	710 (124)

【中学校（23 校）】

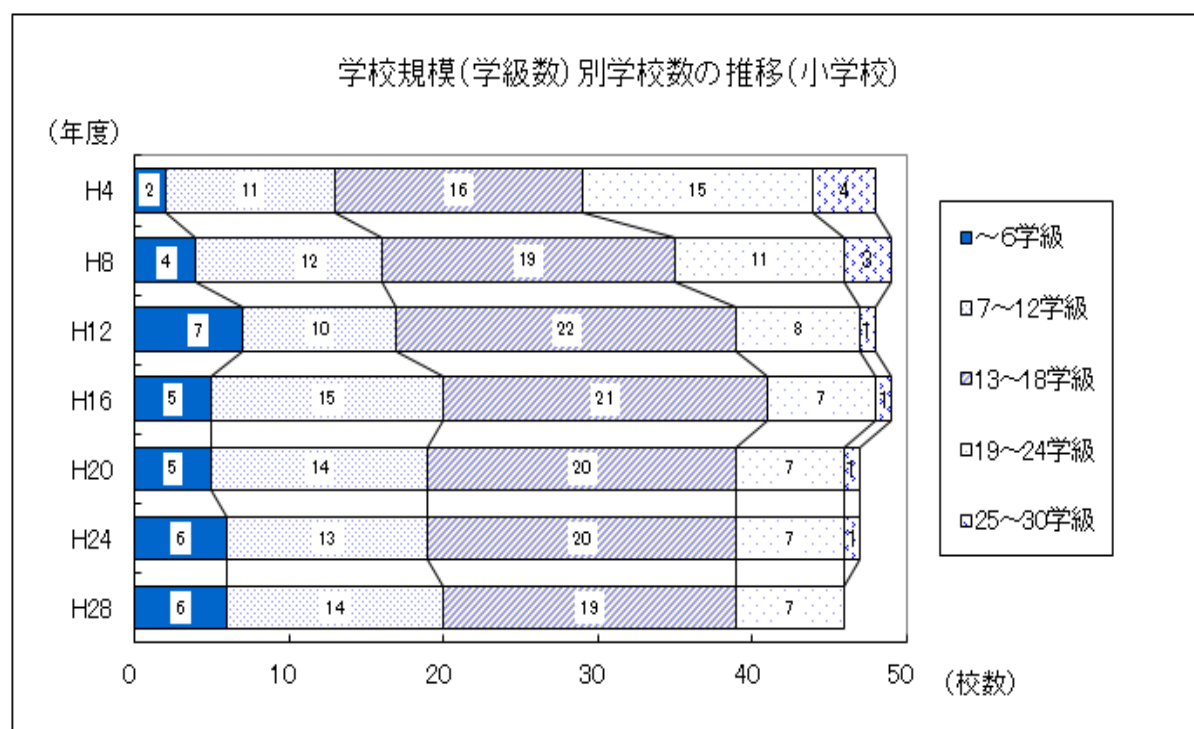
*（ ）内は、特別支援学級の再掲

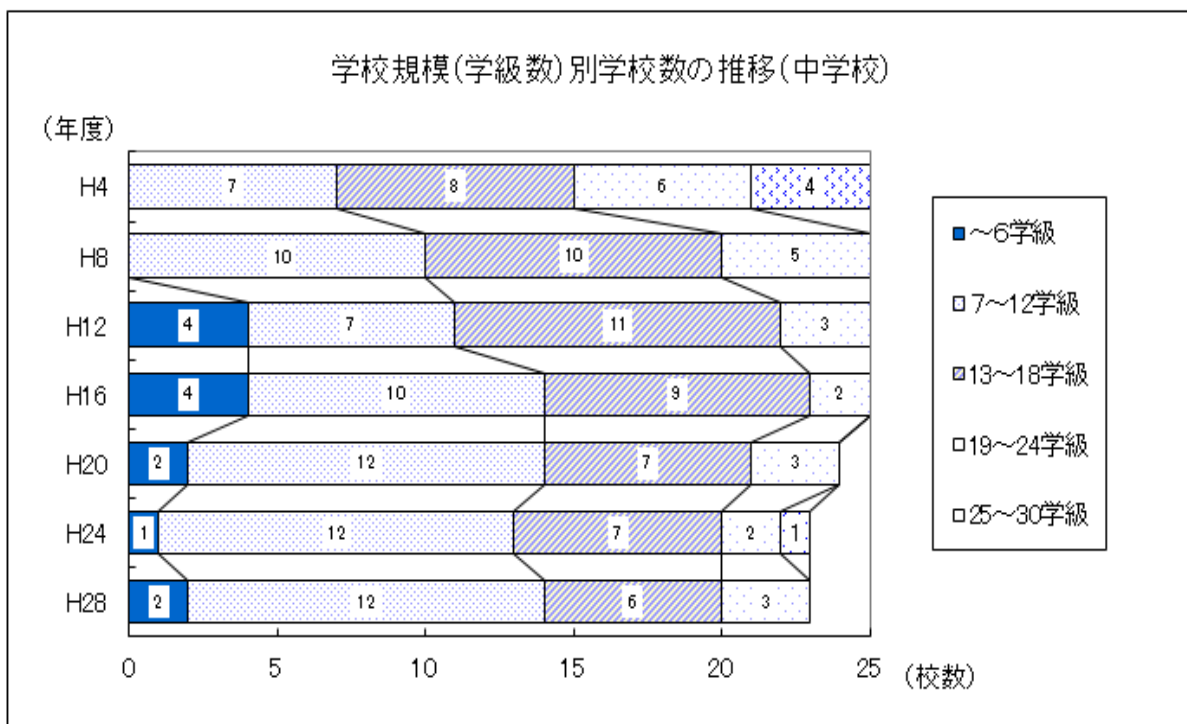
学校名		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度		平成 34 年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	追 浜	496	18(3)	483	17(3)	515	17(3)	520	17(3)	556	18(3)	554	18(3)
2	鷹 取	155	7(2)	171	7(2)	152	7(2)	157	8(2)	137	8(2)	124	7(2)
3	田 浦	472	15(3)	446	15(3)	444	15(3)	436	15(3)	461	15(3)	434	15(3)
4	坂 本	368	15(4)	360	15(4)	327	14(4)	301	14(4)	280	13(4)	268	12(4)
5	不入斗	456	15(2)	446	15(2)	444	15(2)	426	15(2)	411	14(2)	378	13(2)
6	常 葉	497	17(2)	479	16(2)	476	16(2)	456	15(2)	475	16(2)	458	15(2)
7	公 郷	276	12(3)	268	12(3)	280	12(3)	279	12(3)	288	12(3)	290	12(3)
8	池 上	367	13(2)	348	12(2)	329	12(2)	318	11(2)	312	11(2)	301	11(2)
9	衣 笠	433	14(2)	420	14(2)	423	14(2)	418	14(2)	450	14(2)	432	14(2)
10	大矢部	401	14(2)	416	14(2)	412	14(2)	437	14(2)	454	14(2)	468	14(2)
11	大 津	839	26(4)	806	25(4)	809	26(4)	813	26(4)	822	26(4)	802	25(4)
12	馬 堀	256	10(1)	250	9(1)	249	9(1)	258	9(1)	260	9(1)	266	9(1)
13	浦 賀	861	26(4)	789	24(4)	694	22(4)	656	22(4)	592	21(4)	545	20(4)
14	鴨 居	471	16(3)	436	15(3)	415	15(3)	409	15(3)	387	15(3)	385	15(3)
15	岩 戸	213	8(2)	201	8(2)	201	8(2)	183	8(2)	165	8(2)	145	8(2)
16	久里浜	838	27(4)	769	25(4)	760	24(4)	733	23(4)	762	24(4)	783	25(4)
17	神 明	543	17(2)	562	18(2)	508	16(2)	532	16(2)	534	16(2)	539	17(2)
18	野 比	314	12(3)	336	12(3)	335	12(3)	333	12(3)	302	12(3)	290	12(3)
19	北下浦	211	8(2)	208	8(2)	205	8(2)	196	8(2)	194	8(2)	181	8(2)
20	長 沢	447	15(3)	415	14(3)	411	14(3)	424	14(3)	419	14(3)	400	14(3)
21	長 井	198	8(2)	182	8(2)	180	8(2)	170	8(2)	162	8(2)	153	8(2)
22	武 山	585	18(2)	561	18(2)	525	17(2)	511	16(2)	507	16(2)	482	15(2)
23	大 楠	226	9(2)	229	9(2)	214	8(2)	215	8(2)	222	9(2)	217	9(2)
合 計		9,923	340(59)	9,581	330(59)	9,308	323(59)	9,181	320(59)	9,152	321(59)	8,895	316(59)

4 児童生徒数と学校数の推移



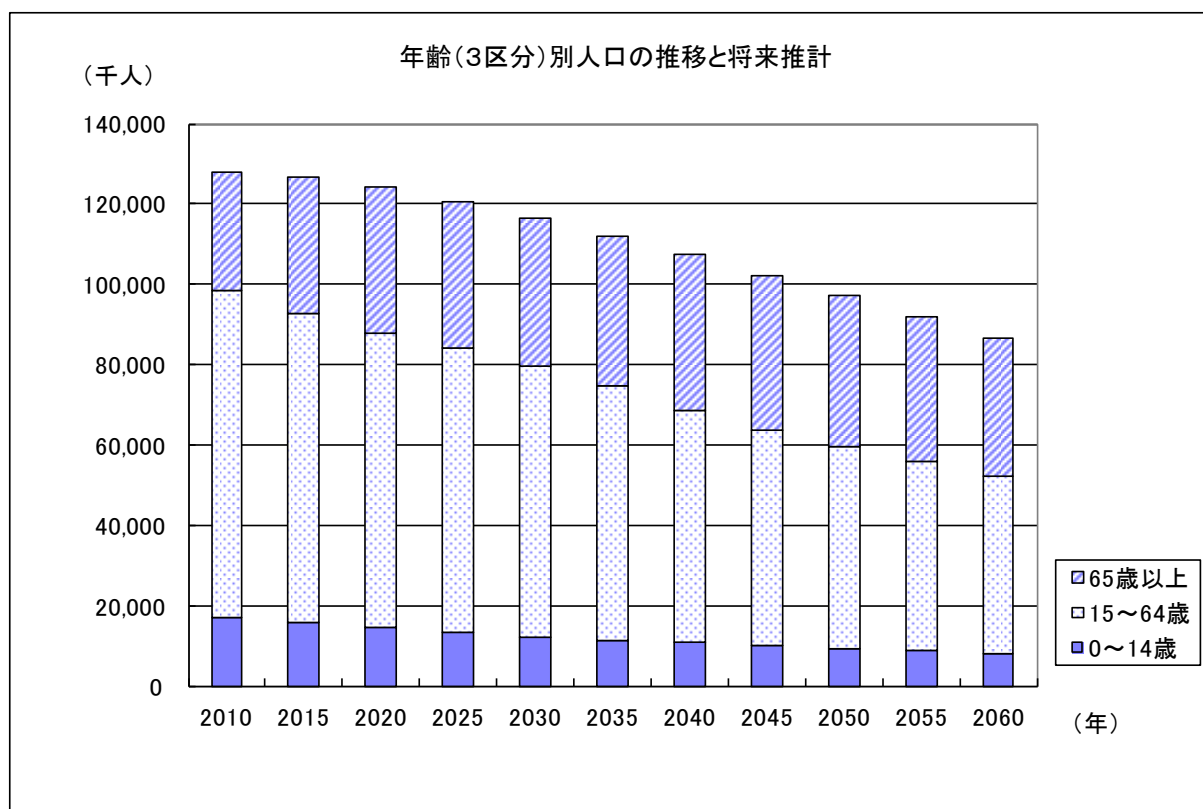
5 学校規模（学級数）別学校数の推移





* 学校規模の比較のため、学級数は普通学級数を記載している。

6 年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）



* 出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集（2015年版）

7 法令による学級編制の基準

■公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあっては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

8 法令による学校規模の考え方

■学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条（中略）から第68条までの規定は、中学校に準用する。

■義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

①学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

9 学校規模による課題や影響

*平成27年1月27日 文部科学省

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」から

2章 適正規模・適正配置について

（1）学校規模の適正化について（抜粋）

【基本的視点－（1）学級数に関する視点】

(学級数が少ないことによる学校運営上の課題)

○ まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に、学級数が少ない学校においては、4章の(2) (※後段P19に記載)で詳述するようなメリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

○ 他方、一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる

- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
 - ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
- といった利点があります。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- 上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある

- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

【大規模校及び過大規模校について】

- 一部の地方自治体においては、交通網の整備などによる新たな都市計画や住宅開発等によって、児童生徒数が急激に増加する例も見られます。一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。
 - ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
 - ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
 - ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
 - ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
 - ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
 - ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
 - ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実

(2) 小規模校のメリット最大化策（抜粋）

【少人数を生かした指導の充実】

- 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。
 - ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
 - ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
 - ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
 - ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
 - ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
 - ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、I C T機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
 - ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
 - ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
 - ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

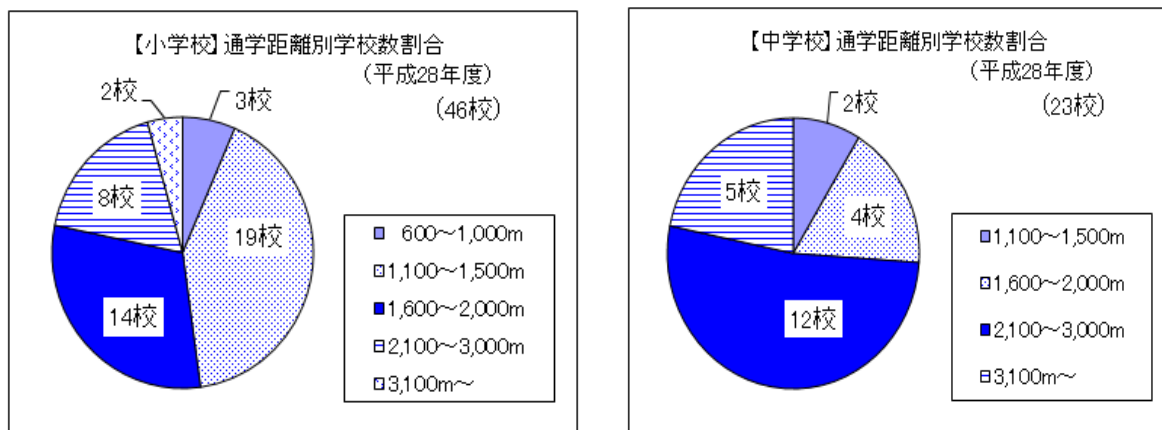
10 法令による通学距離の考え方

■義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令

第4条

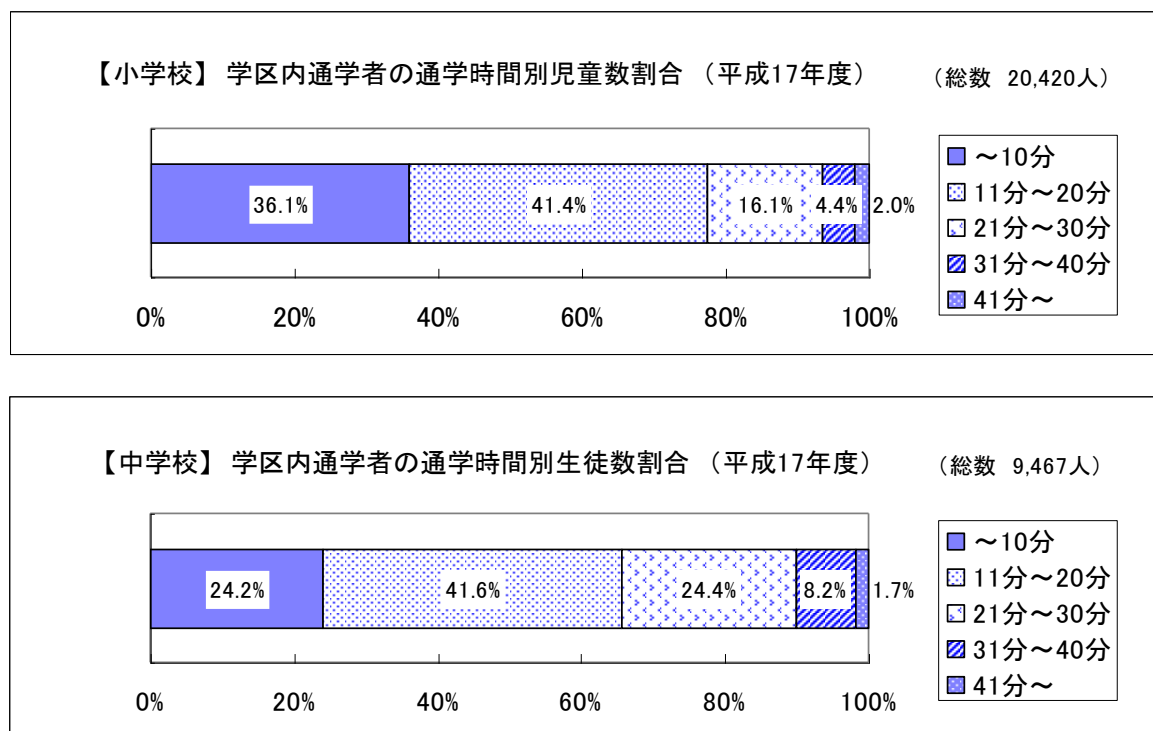
- ②通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

11 通学距離別学校数割合



* 各小・中学校区のうち、学校から最も遠距離だと思われる地点から学校への道のりを地理情報システム (GIS) により計測したもの

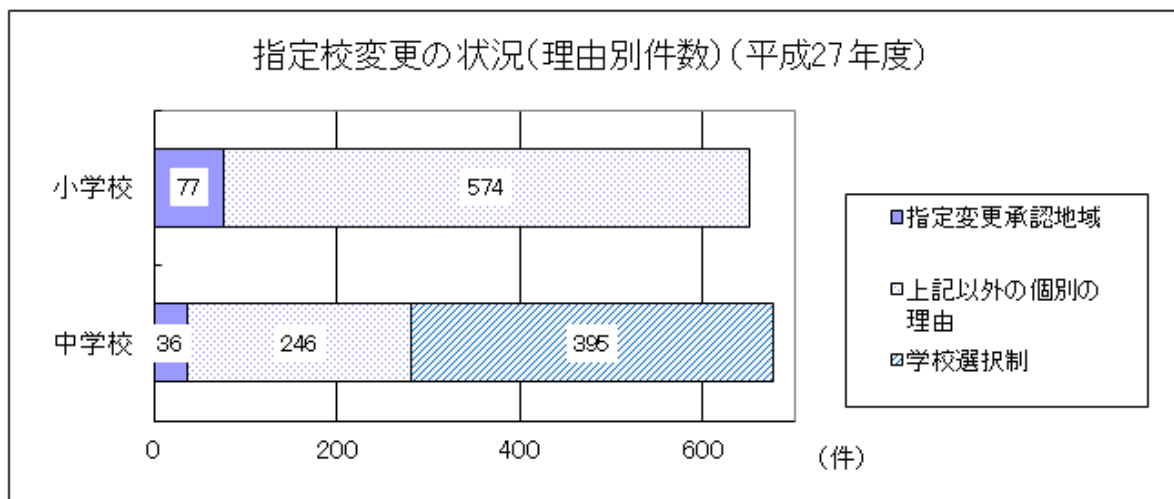
12 学区内通学者の通学時間別児童生徒数割合 (平成17年度調査)



13 未利用地等の土地利用に関する取扱方針（平成 18 年 5 月 17 日方針決裁）

- （１） 今後 10 年程度に新たに整備（新規、統合・移転など）する必要のある施設、および今後 20 年程度に更新（建替え、増築など）する必要のある施設について、あらかじめ登録を行い、現在所有している未利用地の利用や新たな土地取得等を検討する際、登録事業との整合を最重要基準とする。
- （２） 統廃合や移転等によって生じる跡地についてもあらかじめ登録を行い、上記（１）の登録事業に該当しない土地については原則として売却することとし、公有施設整備基金または土地開発基金に積み立てるものとする。
- （３） 上記方針（２）については、現時点でさかのぼれる範囲において、既存の跡地についても適用する。

14 指定校変更の状況



【問い合わせ先】

横須賀市教育委員会事務局教育総務部総務課
(教育政策担当)

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046-822-9751 ファクス 046-822-6849

E-メール sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp